

社会福祉法人のためのマイナンバー制度セミナー質問に対する回答

種別	No	内容	回答
社協	1	講師謝礼について、以前あるセミナーで「法定調書の作成が必要となる年額5万円以上の報酬を支払ったときのみ、マイナンバーの取得が必要」と聞いたのですが、本日のお話では5万円以下でも必要のようですが、どちらが正しいのでしょうか？	ご理解のとおりです。 「税に関する法定調書作成」に使用するためマイナンバーを取り付ける訳ですので、支払年額が5万円未満であれば法定調書作成が不要となり取付けは必要なくなります。
	2	講師謝金の支払時について ①株式会社や有限会社などの企業へ支払う場合も法人番号があるのか？ ②支払の際にナンバーを教えてもらうか、源泉徴収票の一斉送付(毎年1月頃)に教えてもらうのか？ ③一定期間の保管義務とは文書保管期限と同じでいいのか？	①法人へ支払を行う場合、法人番号が必要です。 ②個人へ支払を行う場合、支払いを行う際に確認ください。 ③個人番号は必要がなくなれば廃棄してください。個人番号を記載した書類については、保管期限の定めに従って保管し、保管期限が経過したら廃棄してください。
	3	全体スケジュールの中では2015年10月迄に規程や方針の策定とあるが、未だ出来ていない状況です。いつ頃迄に仕上げないといけないのでしょうか？	2015年10月の番号通知以降、従業員の番号を収集したり、利用者の番号を預かったりされているはずで、2016年1月以降には利用が開始されます。 その際に適切に収集・保管・利用するための準備として基本方針の策定や規程整備を行うため、現時点で準備が済んでいない事業者は速やかに対応する必要があります。
老施協	4	①当法人では事務取扱担当者は本部の職員のみとしているが、例えば施設の部長が扶養控除等申告書をまとめて本部へ取次ぐ場合も袋とかに入れない場合は事務取扱担当者に指名する必要があるか？ ②今後変更される「要介護認定、要支援認定申請書」はケアマネージャー等が取り扱うがマイナンバーが記載されれば事務取扱担当者に指名する必要があるか？	①特定個人情報保護委員会Q&Aより以下を参照ください。 Q10-2:事務取扱担当者には、特定個人情報等を取り扱う事務に従事する全ての者が該当しますか。 A10-2:事務取扱担当者は、一般的には、個人番号の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当すると考えられます。 ただし、事務取扱担当者に該当するか否かを判断することも重要ですが、当該事務のリスクを適切に検討し、必要かつ適切な安全管理措置を講ずることが重要です。例えば、担う役割に応じて、定期的に発生する事務や中心となる事務を担当する者に対して講ずる安全管理措置と、書類を移送するなど補助的に一部の事務を行う者に対して講ずる安全管理措置とが異なってくることは十分に考えられます。 なお、社内管理上、定期的に発生する事務や中心となる事務を担当する者のみを事務取扱担当者と位置付けることも考えられますが、特定個人情報等の取扱いに関わる事務フロー全体として漏れのない必要かつ適切な安全管理措置を講じていただくことが重要です。(平成27年8月追加) 出典: http://www.ppc.go.jp/legal/policy/answer/ ②No.5を参照ください。
	5	介護保険の更新手続き(代理)で行う際も代理であるためマイナンバーは不要で良いのか？	厚生労働省老健局より平成27年12月15日に事務連絡が出されており、その中に居宅介護支援事業に関するQ&Aがございましたのでお伝えします。 問3 居宅介護支援事業者の職員や施設職員が申請代行を行う場合、これらの者が被保険者の個人番号を知り得ることになるが、個人番号の漏洩や悪用を防ぐためにどのような方策があるのか。 (答) 事業所が、本人の委任を受け、マイナンバーを記載事項に含む申請書の代理申請を行うことは可能。この場合、代理人は代理権の範囲内(申請更衣の授権のみ)で業務を行っているに過ぎないため、これを超える範囲で個人番号を取り扱うことは認められていないことについて周知する(平成27年12月15日事務連絡)。 たとえば、本人の委任の範囲を超えて、申請時に視認したマイナンバーを控えて事業所にストックしておくことや、それを利用して保険者に資格確認を行うことなどは許されず、違反をした場合、特定個人情報保護委員会の措置命令やそれに背いた場合の罰則の対象となる可能性もある。

	6	特別養護老人ホームをはじめ複数の事業を営んでいる。その中に居宅介護支援事業があり、居宅介護支援事業におけるマイナンバーの取扱いは今後どのようなようになるのか。ご利用者のマイナンバーを教えてください関係機関(病院や各ケアプラン事業所等)でやり取りを行い厳重に管理することになるのか。	No.5を参照ください。
	7	(特養) 要介護認定の更新時等、マイナンバーを記載する回数が多いと予想される。具体的な流れが知りたい。 (居宅介護支援) 要介護認定の代理申請をケアマネが行うが、全く初めての申請の方支援時等の際の具体的な流れが知りたい。	(特養)平成27年9月29日に「番号法の施行に伴い様式改正を行う通知等の一覧」が出されています。同一覧の4、5枚目に「介護保険関係」の改正事項が整理されていますので、ご参照ください。 http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000100362.pdf (居宅介護支援)No.5をご参照ください。
	9	職員の通知カードのコピーはどのくらい保管できるのか、退職するまでで良いのか？	職員が退職して必要なくなれば通知カードのコピーは削除します。
知的	10	入所施設で住所地が入所施設となっているご利用者のマイナンバーの取り扱いについて ①ご家族が原本の受取を嫌がって施設で管理してほしいとの申し出があった場合 ②ご家族がコピーの所持を希望し、施設で原本を管理してほしいとの申し出があった場合 対応について①②ともにご家族からの管理依頼書と施設の預かり証の作成でよいのか。②の場合ご家族にコピーをお渡しした旨の施設の引渡書とご家族の受領書があれば足るのか？ ③施設に届いている原本をご家族にお渡しするときも、引渡書(施設)と受領書(ご家族)の作成があればよいのか	施設に入所者のマイナンバーを管理する義務はありません。なお、事業者の判断で、依頼証・預かり証等を活用されるのは問題ありません。
	11	一法人で5施設あります。マイナンバーに関する基本方針や個人情報管理規程など法人で作成しているが、各施設は7名～40名で合計すると100名越えます。この場合中小規模事業所と考えるのか、それとも大規模事業所と考えるのか。	事業者は施設単位ではなく法人単位で考えます。法人職員が100名を超えるのであれば、中小規模事業者には当てません。
	12	月に1回ほどの嘱託医、アルバイトがいるがもちろん源泉徴収はしていない。マイナンバーの取得は不要で間違いはないか。	源泉徴収をしないのであれば取付は不要です。
	13	雇用型、非雇用型に関わらず従業員と同等の管理とあるが、源泉徴収しない場合は取得不要とある。源泉徴収しない場合は、取得不要と解してよいのか？	源泉徴収をしないのであれば取付は不要です。
	14	年末調整を行っている福岡市は通知書の配送が遅く、職員全員の分は不明。今年度(未)の扶養に関わる書類(扶)にマイナンバーの記入欄があるが、記入なしで統一するつもりであるが構わないか？	2016年1月以降の給与等の支払いについてマイナンバー取得が必要であり、現在作成いただいている2015年分の年末調整手続きにはマイナンバーを記載する必要はありません。
	15	簡易作業の賃金(月に1万円程度)を支払っているが、源泉徴収はしていない。この場合個人情報も使うケースがないのでとらないでよいのか？ (地域活動支援センターB型事業所)	源泉徴収をしないのであれば取付は不要です。
	16	就労移行支援、就労継続B型の利用者からマイナンバーを取得する必要があると説明があったが源泉徴収をしないにも関わらず取得が必要か	源泉徴収をしないのであれば取付は不要です。
身障	17	就労継続支援B型の場合、賃金ではなく工賃であり、源泉徴収しないケースがほとんどである(0%)よって取得不要と考えてよいのか？	源泉徴収をしないのであれば取付は不要です。

児童	18	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット接続していないパソコンで管理しているが、後になって行政とのやり取りで接続の必要がでてくるのか。 ・入所者のマイナンバーカードの申請は必要か。通知にカードだけで良いのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政との間でマイナンバーを電子データでやり取りする可能性は否定できません。電子データでやり取りを行う際は、インターネット接続されている他のパソコンを利用する、電子データ送付時にはパスワード設定を行うなどの安全管理措置を講じた上で対応いただく必要があります。 ・入所者のマイナンバーカード申請は法人の義務ではありません。
	19	<p>規程、社内体制の整備について具体的にご教示ください。</p>	<p>2015年10月の番号通知以降、従業員の番号を収集したり、利用者の番号を預かったりされているはずで、2016年1月以降には利用が開始されます。その際に適切に収集・保管・利用するための準備として基本方針の策定や規定整備を行うため、現時点で準備が済んでいない事業者は速やかに対応する必要があります。</p>
	20	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーの更新は…／マイナンバーは永久番号である… との関係 (例) 更新 20才以上…10年毎、20才未満…5年毎とある情報ではあるが、結婚して姓が変わった場合マイナンバーは変わると思うが如何か。 ・マイナンバーは何才から付与されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーは更新されませんので、例えば結婚されても変わりません。 ・マイナンバーは住民票を持つ方に全員に付与されますので、年齢は関係ありません。
	21	<p>先日別のセミナーでマイナンバーの報告を受ける際に、“通知カード”では身分証明(本人確認)にならないため職員であっても顔写真つきの免許証やパスポートも提示する必要があると言われた。(顔パスではダメと言う事でした)</p> <p>資料には、本人確認で(a)対面も良いと記載されているが、根拠があれば教えていただきたい。</p>	<p>入社・入職時点で職員の本人確認ができておれば、個人番号提出時に改めて免許証等の確認を行う必要はなく、対面でOKです。</p> <p>「個人番号利用時における本人確認の方法」 身元(実存)確認の⑥に以下の記載があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認める時は、身元(実存)確認書類は要しない。 <p>出典:総務省HP http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/01.html</p>
	22	<p>個人情報保護法は第三者が悪意をもって利用、不正使用し、その個人に不利益をもたらした場合に罰せられると認識しておりますが、マイナンバーにおける番号法ではその管理が不十分なだけでも罰せられるのか？</p>	<p>現時点では「故意」によるものが対象であり、過失の場合は刑事罰に問われることはありません。ただし、民事上の責任等が問われる可能性はありますし、法人・施設の信頼が低下するなどの影響も考えられるため、適切な管理が求められます。</p>